

平成27年度利用者負担額（1号認定用）

(単位：円)

階層区分	定義	利用者負担額
第1階層	生活保護世帯	0
第2階層	市民税非課税世帯 (市民税所得割非課税世帯含む)	2,000
第3階層	市民税所得割課税世帯	市民税所得割課税額が 77,100 円以下
第4階層		77,101 円以上 211,200 円以下
第5階層		211,201 円以上

(備考)

- この利用者負担額は、幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）に通う利用者が対象となります。ただし、市内の公立幼稚園を利用する場合の利用者負担額は無料です。
- 年少から小学校3年生までの間に通園・通学している兄弟姉妹がいる場合、最年長の児童から順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。
- ひとり親世帯、在宅の障害児（者）のいる世帯は、第2階層は0円となります。また、第3階層は、上記の金額から1,000円減額となります。（下表参照）

階層区分	利用者負担額（円）
第2階層	0
第3階層	11,800

- この利用者負担額とは別に、各施設によって給食費や教材費などの実費徴収等がある場合があります。

平成27年度利用者負担額（2号認定、3号認定用）

(単位：円)

階層区分	定義	利用者負担額						
		年度の初日の前日の満年齢						
		0～2歳		3歳児		4歳児以上		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	
B	市民税非課税世帯	6,000	6,000	4,000	4,000	4,000	4,000	
C	均等割額のみ	15,000	14,700	12,000	11,800	12,000	11,800	
D1	市民税所得割課税世帯	48,600円未満	18,000	17,700	15,000	14,800	15,000	14,800
D2		48,600円以上 72,800円未満	23,000	22,600	20,000	19,700	20,000	19,700
D3		72,800円以上 97,000円未満	28,000	27,500	25,000	24,600	25,000	24,600
D4		97,000円以上 133,000円未満	38,000	37,400	30,000	29,500	28,000	27,500
D5		133,000円以上 169,000円未満	42,000	41,300	31,000	30,500		
D6		169,000円以上 301,000円未満	55,000	54,000	33,000	32,400	30,000	29,500
D7		301,000円以上 397,000円未満	66,000	64,900	34,000	33,400		
D8		397,000円以上	78,000	76,700	38,000	37,400	33,000	32,400

※2号・3号認定では、保育が必要な時間により、**保育標準時間**と**保育短時間**の2つの区分に分けられます。

(備考)

1. この利用者負担額は、保育所、認定こども園（保育所部分）に通う利用者が対象となります。
2. 0歳から小学校就学前までの間に通園している兄弟姉妹がいる場合、最年長の児童から順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。
3. ひとり親世帯、在宅の障害児（者）のいる世帯は、B階層は0円となります。また、C階層及びD1階層は前頁の金額から1,000円減額となります。（下表参照）

階層区分	利用者負担額（円）					
	年度の初日の前日の満年齢					
	0～2歳		3歳児		4歳児以上	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
B階層	0	0	0	0	0	0
C階層	14,000	13,700	11,000	10,800	11,000	10,800
D1階層	17,000	16,700	14,000	13,800	14,000	13,800

4. この利用者負担額とは別に、各施設によっては教材費などの実費徴収等がある場合があります。